

市区町村における犯罪被害者等支援を目的とした条例等の制定状況

令和5年4月1日 現在

地方公共団体名		条例名	施行日	条例の内容														
				基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	連携協力（含体制整備）	基本的施策										
								相談及び情報の提供	支援	損害回復・経済的	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助	
都道府県	市区町村	福知山市	福知山市犯罪被害者等支援条例	平成24年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
京都府	舞鶴市	舞鶴市犯罪被害者等支援条例	平成23年6月28日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
京都府	綾部市	綾部市犯罪被害者等支援条例	平成24年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
京都府	宇治市	宇治市犯罪被害者等支援条例	平成22年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
京都府	宮津市	宮津市犯罪被害者等支援条例	平成23年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
京都府	亀岡市	亀岡市犯罪被害者等支援条例	平成24年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
京都府	城陽市	城陽市犯罪被害者等支援条例	平成22年10月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
京都府	向日市	向日市犯罪被害者等支援条例	平成25年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
京都府	長岡京市	長岡京市犯罪被害者等支援条例	平成23年1月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
京都府	八幡市	八幡市犯罪被害者等支援条例	平成24年6月28日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
京都府	京田辺市	京田辺市犯罪被害者等支援条例	平成23年9月26日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
京都府	京丹後市	京丹後市犯罪被害者等支援条例	平成24年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
京都府	南丹市	南丹市犯罪被害者等支援条例	平成26年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
京都府	木津川市	木津川市犯罪被害者等支援条例	平成24年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
京都府	大山崎町	大山崎町犯罪被害者等支援条例	平成24年10月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
京都府	久御山町	久御山町犯罪被害者等支援条例	平成21年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
京都府	井手町	井手町犯罪被害者等支援条例	平成23年7月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
京都府	宇治田原町	宇治田原町犯罪被害者等支援条例	平成23年6月20日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
京都府	笠置町	笠置町犯罪被害者等支援条例	平成26年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
京都府	和束町	和束町犯罪被害者等支援条例	平成26年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
京都府	精華町	精華町犯罪被害者等支援条例	平成25年9月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
京都府	南山城村	南山城村犯罪被害者等支援条例	平成25年10月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
京都府	京丹波町	京丹波町犯罪被害者等支援条例	平成26年1月3日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
京都府	伊根町	伊根町犯罪被害者等支援条例	平成23年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
京都府	与謝野町	与謝野町犯罪被害者等支援条例	平成23年1月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(注) 「条例名」欄の「※」は、特化条例には当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。